利用者、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの三者契約

改正後の状況

市から「介護予防支援」の指定を受けた居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターから委託を受けずに、利用者と直接契約してケアプラン作成が可能となる

①要支援1・2で介護予防・生活支援サービス(総合事業)のみを利用
②チェックリストによる事業対象者
　→これまでどおり、利用者の住所地を担当する地域包括支援センターとの契約を継続

利用するサービスによっては、月ごとに「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の切り替えが発生する場合がある

改正への対応

月ごとの「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の切り替え発生を想定する対応

- 利用者、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの三者契約
  - 切り替えの都度、利用者との契約を結びなおすことにすると、利用者・事業所双方に負担が生じることや契約手続き漏れが生じるおそれが懸念されるため三者契約とする
- 利用者、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所による二者契約
  - 切り替えの都度、利用者との契約を結び直す

月ごとの「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の切り替え発生を想定しない対応

- 利用者、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所による二者契約
  - 切り替えの都度、利用者との契約を結び直す

市として、三者契約または、二者契約のいずれかを選択するよう指定するものではない